

財形貯蓄事務の手引

平成 2 7 年 2 月

福岡県教育庁総務部総務課

目 次

○ 概 要 編 ○

I 財形制度の概要

- 1 財形制度とは 1
- 2 根拠法 1
- 3 財形制度の体系 1

II 財形貯蓄制度

- 1 総合概要 2
- 2 一般財形貯蓄 3
- 3 財形年金貯蓄 3
- 4 財形住宅貯蓄 6

III 財形融資制度 8

○ 手 続 き 編 ○

I 基本事項

- 1 手続きの概要 9
- 2 手続きの流れ 10

II 新規加入

- 1 手続き 11

III 変更

- 1 手続き その1ー積立金額の変更 12
- 2 手続き その2ー積立金額以外の変更 12

IV 払出し・解約

- 1 手続き 16
- 2 財形住宅貯蓄の払出しについて 16

V 預替え 19

VI 付随手続き

- 1 加入者が退職した場合 20
- 2 加入者が死亡した場合 20

3	加入者が県以外から県に転職した場合	20
4	加入者が国や市町村教育委員会等に退職派遣となった場合	20
5	加入者が海外勤務となった場合	21
6	加入者が育児休等を取得する場合	21

○ 資 料 編 ○

Q & A	23
問い合わせ先	27

○ 概 要 編 ○

I 財形制度の概要

1 財形制度とは

財形制度とは、昭和46年に制定された「勤労者財産形成促進法」に基づいて設けられた制度であり、勤労者の財産形成を促進するために勤労者自身の努力に対して国と事業主が積極的に援助することを目的とした勤労者のための制度である。

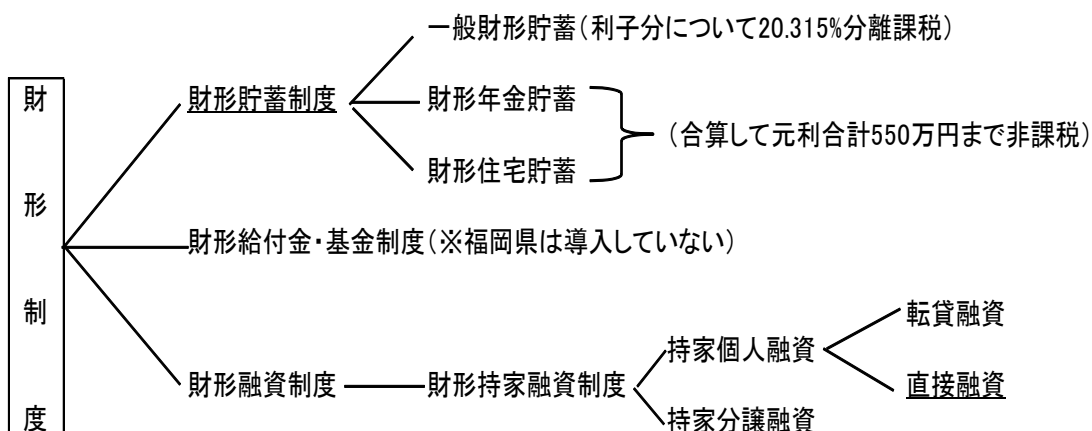
福岡県では、昭和59年9月に福利厚生事業の一環として導入し、当初、財形制度のうち、財形貯蓄制度については、一般財形貯蓄及び財形年金貯蓄の2種類であったが、昭和63年4月1日の税制度改正時に、財形住宅貯蓄を加え、現在に至っている。

2 根拠法

財形制度は次の2つの法律を根拠としている。

- ① 勤労者財産形成促進法（財形法）…財形制度の内容を規定
- ② 租税特別措置法（租特法）……………利子非課税等の税法上の取扱いを規定

3 財形制度の体系



※本県には、財形給付金・基金制度は導入されていない。また、財形融資制度については住宅金融公庫の直接融資制度があるが、本県においては住宅の増改築を行う場合に限り利用可能である。（詳細については、p.8を参照）

※一般財形貯蓄の分離課税率には平成49年12月31日まで復興特別所得税(0.315%)が加算されているため、平成50年1月1日以降の税率は20%となる予定である。

Ⅱ 財形貯蓄制度

1 総合概要

項 目	一般財形貯蓄	財形年金貯蓄	財形住宅貯蓄
加 入 資 格	制限なし	5 5 歳未満 (※財形貯蓄の申込みを取扱機関が受理した日現在)	
積 立 期 間	3 年以上 ※ 3 年以上が契約時の要件であるが、3 年未満での解約も可能	5 年以上	5 年以上 ※住宅目的の払出しは 5 年以内でも可
積立中断期間	任意	2 年以内（海外派遣や育児休業等の場合は特例あり） ※ 2 年を超えると、その時点から課税される。 以後、課税の財形貯蓄として継続するか、又は解約となる。 ※ 2 年の考え方は P26 参照のこと。	
積 立 方 法	毎月の給与及び期末・勤勉手当からの控除により積み立てる。 ※期末・勤勉手当のみの積立は不可		
積 立 目 的	自由	年金受取り	住宅の新築・購入・増改築
財形年金貯蓄の据置期間と受取期間		(据置期間) 5 年以内 (受取期間) 6 0 歳に達した日以降 5 年以上 <u>2 0 年以内</u> ※生命保険型は下線部が「終身」	
払 戻 制 限	最初の積立日から 1 年間は不可 ※ 1 年間は払出しをしないことが契約時の要件であるが、1 年未満で払い出すことも可能	年金受取り以外は不可	住宅目的以外は不可 ※ 取得前に取得費用の 90%を払い戻すことができる場合がある。
加 入 口 数	1 人 2 口（異なる機関）	1 人 1 口	1 人 1 口
非課税限度額	なし (20.315%分離課税)	合算して元利合計 5 5 0 万円以内 ※生命保険型の財形年金のみなら元本 3 8 5 万円	
新 規 募 集	毎年 1 回（6 月）一定期間のみ募集する。当期間以外の新規加入は不可 ※加入者に対して、契約金融機関から「契約の証」が発行された場合は払戻手続等で必要となるので紛失しないよう保管すること。 「契約の証」は金融機関によっては発行しない場合がある。		
加入後の変更	・ 積立額の変更は、新規募集と同時期のみ可能 ・ その他の変更は毎月可能。特に住所・氏名の変更は速やかに届け出ること。		
残 高 報 告	毎年 2 月末日及び 8 月末日現在の残高が契約金融機関から本人に通知される。		

※ 商品内容は、各契約金融機関へ直接問い合わせること。

※ 一般財形貯蓄の分離課税率は平成50年1月1日以降20%となる予定。

2 一般財形貯蓄

(1) 概要

ア 非課税の特典がなく、一般の預金と同じように一律 20.315%の分離課税
(分離課税率には平成 49 年 12 月 31 日まで復興特別所得税として 0.315%分が加算
されているため、平成 50 年 1 月 1 日以降の税率は 20%となる予定である。)

イ メリット

- ① 給与からの控除により計画的に積立てられる。
- ② 払出し・解約について、使途目的の制限がない。
- ③ 積立額に上限がない。
- ④ 貯蓄残高に応じて低利・大型の公的融資である財形持家直接融資を受けることができる場合がある。(p.8 参照)

ウ 加入時の年齢制限なし。

(2) 契約要件

ア 積立期間

3 年以上 [財形法第 6 条第 1 項一のイ]

イ 払出し

預入等があった日から 1 年間は払出し禁止 [財形法第 6 条第 1 項一のロ]

ウ 給与控除

給与から積立金を控除 [財形法第 15 条]

エ 加入契約数

1 人 2 契約まで (異なる金融機関) [県教職員要綱第 7 の 1]

※ ア及びイについては一般財形貯蓄契約成立のための要件であるが、積立開始後に履行を求められるものではない。

(3) 税法上の取扱い

20.315%の分離課税

(所得税 15%、地方税 5%、復興特別所得税 0.315%)

※復興特別所得税は平成 49 年 12 月 31 日まで加算

3 財形年金貯蓄

(1) 概要

ア 高齢化社会に対応し、老後のための計画的な貯蓄を促進することを目的とした制度であり、在職中の積立金を原資として 60 歳以後に年金として受け取る形態の貯蓄である。

イ メリット

- ① 5 年以上の積立期間及び 5 年以上の年金受取期間を通じて、財形住宅貯蓄との積立合計額について、元利合計 550 万円 (生命保険型については次の※を参照) を限度として、その利子所得が非課税となる。

※ 生命保険型については、利子（＝差益）が生ずるのは解約時又は満期時のみであるため、非課税限度額は次のとおりである。

- 1) 住宅貯蓄をせずに年金貯蓄のみなら元金（＝払込み金）385万円
- 2) 住宅貯蓄をしていれば、年金貯蓄の385万円を限度として元金の合算額が550万円
- 3) 年金貯蓄をせずに住宅貯蓄のみなら元金550万円

② 給与からの控除により計画的に積立てられる。

③ 貯蓄残高に応じて低利・大型の公的融資である財形持家直接融資を受けられる場合がある。（p.8 参照）

ウ 積立期間が終了した場合は、終了日から2か月以内に「非課税適用確認申告書」を提出する。（加入者が直接契約金融機関に提出する。金融機関からの通知文には「勤務先に提出する」と記載されていることがあるが、本県教職員においては所属で取りまとめをする必要はない。）

(2) 契約要件

ア 加入資格

55歳未満〔財形法第6条第2項〕

※ 契約金融機関が書類を受理した日に55歳未満であればよい。

イ 積立期間

5年以上（60か月以上）〔財形法第6条第2項一のイ〕

※ 財形中断は原則として2年未満であるが、中断期間も積立期間に算入される。

ただし、海外派遣や育児休業等の場合は特例として2年以上の中断が可能な場合がある。（P21 参照）

〔租特令第2条の13第1項〕

ウ 据置期間

積立終了日の翌月から年金受取開始日の前月までの期間は5年以内

〔財形法第6条第2項一のハ〕

エ 受取期間

預金型の場合は5年以上20年未満、生命保険型は5年以上（終身も可）

〔財形法第6条第2項一のロ・第6条第2項二のロ、財形令第13条の3〕

オ 受取開始日

60歳以上の任意の日〔財形法第6条第2項一のロ〕

カ 払出し

年金受取り以外の払出し（全額払出しのため解約となる。）は要件違反。ただし、死亡、重度障害、災害及び疾病等を事由とする払出しは除く。

〔財形法第6条第2項一のハ〕

キ 給与控除

給与から積立金を控除〔財形法第15条〕

ク 加入契約数

(3) 税法上の取扱い

ア 適格な事由による払出し(＝解約)は非課税

事 由	税法上の取扱い	口座の取扱い
年金受取り	非課税	
死 亡	死亡日以降課税(遡及課税なし)	解約(相続財産となる)
重 度 障 害	非課税	解約
災 害・疾 病 等	解約時の利子等に課税(遡及課税なし) ※据置期間中に金利が上昇し、元利合計が 非課税限度額を超えた場合、非課税限度 額を超えた部分の利子を払い出すこと ができる。(解約不要)	解約

イ 不適格事由が生じた場合又は要件外の払出し(＝解約)は課税

解約扱いとなるか又は課税の財形年金貯蓄として継続することとなり、遡及課税されるか又は事由発生日(課税の財形年金貯蓄となった日)以降の利子等に課税される。

ただし、生命保険型は課税の貯蓄として継続できないため、解約しなければならない。非課税限度額には特に注意し、必ず事前に必要な手続きをとること。

① 非課税限度額の超過

非課税限度額を超過して解約すれば、その時点から遡及課税。ただし、そのまま課税の財形年金貯蓄として積み立てれば、その日以降の利子等に課税される(遡及課税なし)。

② 積立期間中の退職

一般的に解約扱い(遡及課税あり)。ただし、積立期間が5年以上で55歳以上の場合、又は、退職後2年以内に財形貯蓄制度が導入されている職場に再就職する場合は解約の必要なし。(p.20 参照)

③ 2年を超える積立中断(2年の考え方はP26 参照)

中断期間の2年経過時から課税(解約時に遡及課税あり)。生命保険型以外は、課税の貯蓄として継続可能。生命保険型は、一律解約となる。

※ただし、海外派遣や育児休業等の場合は特例として2年以上の中断が可能な場合がある。(P21 参照)

④ 年金受取り以外での払出し又は年金受取り条件の違反

払出し日前5年以内(払出処理日または条件違反発生日の属する月以前60か月)の利子が遡及課税され、全額解約扱いとなる。

遡及課税とは(財形年金貯蓄の場合)

要件外払出しや条件違反等、要件違反日からさかのぼって5年間(60か月間)に発生した利子が課税対象となる(分離課税)。ただし、生命保険型の場合は積立途中において利子(＝差益)が生じないため、差益から50万円を控除し、その差額の2分の1に対して総合課税(一時所得課税)される。

4 財形住宅貯蓄

(1) 概要

ア 計画的な貯蓄を行うことにより勤労者の持家取得を促進させることを目的として創設された制度である。

イ メリット

- ① 財形年金貯蓄との積立合計額について、元利合計550万円（生命保険型は元金550万円→p.4参照）を限度として、その利子所得が非課税となる。
- ② 給与からの控除により計画的に積立てられる。
- ③ 貯蓄残高に応じて低利・大型の公的融資である財形持家直接融資を受けることができる場合がある。（P.8参照）

ウ 払出しには所定の証明書類が必要

(2) 契約要件

ア 加入資格

55歳未満〔財形法第6条第4項〕

※ 契約金融機関が書類を受理した日に55歳未満であればよい。

イ 積立期間

5年以上（60か月以上）〔財形法第6条第4項一のイ〕

ただし、5年未満でも住宅取得等の目的であれば払出し可能

※ 積立中断は2年未満であるが、中断期間も積立期間に算入される。

ただし、海外派遣や育児休業等の場合は特例として2年以上の中断が可能な場合がある。（P21参照）

〔租特令第2条の13第1項〕

ウ 払出し

自己が居住し、自己名義部分がある住宅の取得及び増改築に伴う払出し以外の払出しは要件違反となる。ただし、死亡、重度障害を事由とする払出しは除く。

エ 借入れ

住宅取得目的の費用について、積立額充当後の不足分は、金融機関等からの借入れによって補うことを予定していること。ただし、借入れは条件とはならず、結果として100%自己資金となっても差し支えない。

オ 加入契約数

1人1契約（一般財形貯蓄・財形住宅貯蓄との併用は可）〔財形法第6条第5項〕

(3) 税法上の取扱い

ア 適格な事由による払出しは非課税

事 由	税法上の取扱い	口座の取扱い
住 宅 の 取 得 等	非課税（下記イ参照）	継続積立については金融機関によって異なる。
死 亡	死亡日以降課税（遡及課税なし）	解約（相続財産となる）
重 度 障 害	非課税	解約

イ 適格な払出し要件（住宅の取得等）

※ 財形住宅貯蓄の適格な払出し要件については、専門的判断が必要となるため、書類作成前に契約金融機関に直接問い合わせて要件や添付書類を確認すること。
以下は参考である。

(7) 住宅の取得

- ① 居住用部分の床面積が 50 ㎡以上であること（登記簿上）
- ② 中古住宅の築後年数が規定内であること
マンション等の耐火構造……築後 20 年以内
一戸建て等の耐火構造以外…築後 15 年以内
※一定の耐震基準を満たす住宅には築後要件は適用なし
- ③ 登記簿上加入者の所有名義部分があること。
- ④ 加入者本人が居住すること（住民票に記載されていること）。

(4) 住宅の増改築等

- ① 増改築後の床面積が 50 ㎡以上であること（登記簿上）。
- ② 増改築をする住宅に加入者本人の所有名義部分があること。
- ③ 増改築等にかかる費用が 75 万円を超えること。
- ④ 財形法令に定める一定の増改築等の工事であること。
- ⑤ 加入者本人が居住すること（住民票に記載されていること）。

ウ 適格な払出し方法（住宅の取得等）

1 回払い（住宅取得後）及び 2 回払い（住宅取得前と取得後）の 2 つの方法がある。（手続き編 p. 16 参照）

エ 不適格事由が生じた場合又は要件外の払出しは課税

解約扱いとなるか又は課税の財形住宅貯蓄として継続することとなり、遡及課税（次ページ参照）されるか又は事由発生日（課税の財形住宅貯蓄となった日）以降の利子等に課税される。

ただし、生命保険型は常に解約扱いとなり、課税の貯蓄として継続できない。

① 非課税限度額の超過

非課税限度額を超過して解約すれば、その時点から遡及課税。ただし、そのまま課税の財形住宅貯蓄として積み立てれば、その日以降の利子等に課税される（遡及課税なし）。

② 積立期間中の退職

一般的に解約扱い（遡及課税あり）。ただし、次の場合は解約不要（p. 20 参照）

- 1) 退職後 2 年以内に財形貯蓄制度が導入されている職場に再就職する場合
- 2) 退職後、残金を課税の財形貯蓄として残し、住宅取得等のために適格に払い出す場合

- ③ 2年を超える積立中断（2年の考え方はP26参照）
 中断期間の2年経過時から課税（解約時に遡及課税あり）。生命保険型以外は、課税の貯蓄として継続可能
 ※ ただし、海外派遣や育児休業等の場合は特例として2年以上の中断が可能な場合がある。（P21参照）
- ④ 住宅取得等以外の払出し（法令要件等を満たさない住宅取得等を含む）
 要件外払出し日前5年以内の利子等が違反日の前日から遡及課税され、解約扱い
- ⑤ 2回払いの払出し方法違反
 ④に同じ（1回目の払出しが適格であっても、2回目が不適格であれば5年間の遡及課税となる。）

遡及課税とは（財形住宅貯蓄の場合）

要件違反日からさかのぼって60か月間に発生した利子等が課税対象となる（分離課税）。ただし、生命保険型の場合は積立途中において利子（＝差益）が生じないため、差益全額に対して一般財形等と同じ20.315%が課税される。

Ⅲ 財形融資制度

（※本県においては、住宅のリフォームの場合のみ利用可。）

1 概要

金融機関に財形貯蓄として積み立てられ、蓄積された貯蓄残高を原資として実施主体が行う融資制度

2 本県で利用可能な融資の実施主体と種類

実 施 主 体	融 資 の 種 類
住宅金融支援機構	財形持家直接融資制度

3 融資対象者

財形貯蓄を1年以上継続して行っており、貯蓄残高が50万円以上ある者

4 融資限度額

それぞれの財形貯蓄（一般財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄）の残高の合計額の10倍、最高4,000万円、取得等の費用の80%（収入基準あり）

5 融資金利等

5年間の固定金利。現在の利率は住宅金融支援機構のホームページ等で確認すること。

6 手続き

融資を受けようとする者が直接住宅金融支援機構に申し込むこと。

○ 手 続 き 編 ○

I 基本事項

1 手続きの概要

(1) 新規加入等（年1回（6月）のみの処理）

ア 新規加入（9月から控除開始）

【提出書類】 ※所属・本人控えは各々が保管すること。

《職 員》 財産形成貯蓄申込書兼印鑑届（様式第1号）

財産形成年金貯蓄申込書兼印鑑届（様式第2号）

財産形成住宅貯蓄申込書兼印鑑届（様式第3号）

《所属長》 財形貯蓄等送付書（様式第6号）

イ 積立金額の変更（9月から変更後の控除開始）

【提出書類】 ※所属・本人控えは各々が保管すること。

《職 員》 財産形成貯蓄等変更届（様式第4号）

《所属長》 財形貯蓄等送付書（様式第6号）

ウ 預替え

詳細は p. 19 参照

(2) 変更等（毎月可能な処理）

ア 変更（積立金額の変更を除く）

- ① 住所・氏名・届印等の変更
- ② 積立の中断・再開
- ③ 非課税限度額の変更
- ④ 積立期間の変更
- ⑤ （年金貯蓄のみ）受取開始日・受取期間・受取方式・受取回数及び時期の変更
- ⑥ 同一金融機関の別商品（スーパー定期5年）への切替え
※ 切替えが可能かどうかは各契約金融機関へ問い合わせること。
- ⑦ 勤務先の変更（休職派遣・出向等の場合）（P20 参照）

【提出書類】 ※所属・本人控えは各々が保管すること。

《職 員》 財産形成貯蓄等変更届（様式第4号）

《所属長》 財形貯蓄等送付書（様式第6号）

イ 払出し・解約

【提出書類】 ※所属・本人控えは各々が保管すること。

《職 員》 財産形成貯蓄等払戻請求書兼解約申込書（様式第5号）

契約(預かり)の証

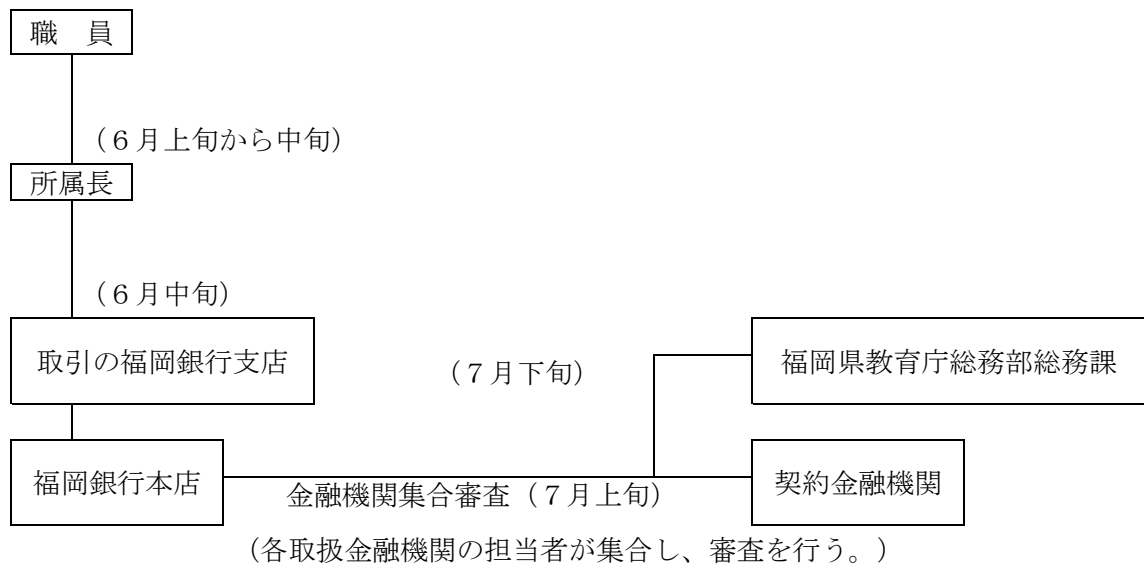
《所属長》 財形貯蓄等送付書（様式第6号）

★ 払出しは、原則として職員が直接契約金融機関で手続きをすること。

ただし、金融機関によっては支店契約となっており、契約の支店でしか払出しできない場合があるので事前に金融機関に問い合わせしてから手続きすること。

2 手続きの流れ

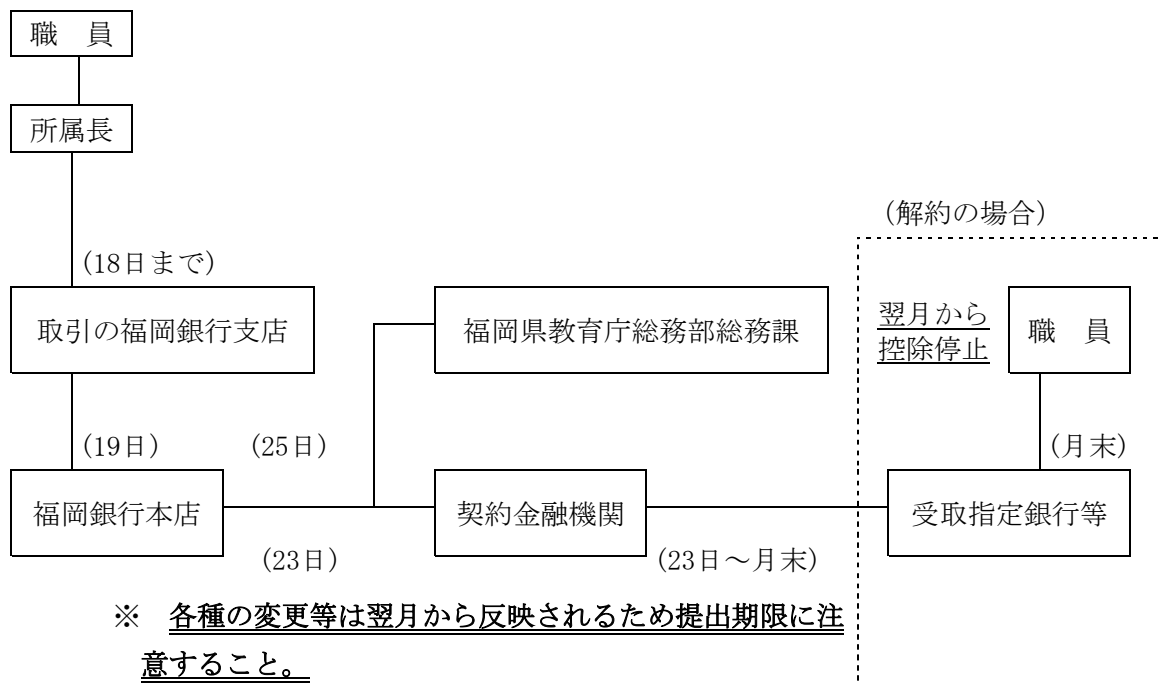
(1) 新規加入等（年1回のみの処理）



※ 新規加入の場合 9 月から控除開始

積立金額の変更の場合 9 月から変更後の金額の控除開始

(2) 変更等（毎月可能な処理）



※ 各種の変更等は翌月から反映されるため提出期限に注意すること。

※ 所属担当者は、送付書を付けた財形書類を封筒に入れ、給与取引のある福銀窓口提出すること。

（封筒記入例）

福銀事務サービス（株） 本店事務センター 御中 県教職員財形書類在中 ○○市立○○小学校
--

Ⅱ 新規加入

1 手続き

(1) 募集時期

毎年6月前半、年1回のみ実施

(2) 給与控除開始時期

9月分の給与から

(3) 契約口数

- ① 一般財形貯蓄…2口（同一金融機関は不可）
- ② 財形年金貯蓄…1口
- ③ 財形住宅貯蓄…1口

※ 新規申込みと既存口座の解約を同時に行うこともできるが、書類に不備があった場合、新規申込みが受け付けられないことがあるので注意すること。

(4) 積立期間

- ① 一般財形貯蓄…3年以上

※ 原則として、積立開始後1年を経過しないと払い出すことができない。（p.3の2(2)参照）

- ② 財形年金貯蓄…5年以上

※ 積立期間が5年を経過しないと、年金の受取りは不可能

- ③ 財形住宅貯蓄…5年以上

※ 5年以内でも住宅取得等の目的であれば払出しは可能

(5) 積立方法

- ① 積立金額は1,000円の整数倍
- ② 積立は以下のいずれか
 - ・毎月の給与からの積立
 - ・毎月の給与＋期末・勤勉手当からの積立

(6) 非課税限度額

- ① 一般財形貯蓄

利子非課税の特典がないため限度額なし

- ② 財形年金貯蓄

財形住宅貯蓄の非課税限度額と合算して元利合計550万円まで。ただし、生命保険型の財形年金貯蓄は元本385万円まで（550万円との差額は財形住宅貯蓄の非課税限度額に当てることができる。）

当限度額を超えた場合、生命保険型以外は、課税の財形年金貯蓄として継続可能
ただし、一旦、課税対象となると、その後、貯蓄額が非課税限度額以下となっても非課税とはならない。

- ③ 財形住宅貯蓄

財形年金貯蓄の非課税限度額と合算して元利合計550万円まで

当限度額を超えた場合、生命保険型以外は、課税の財形住宅貯蓄として継続可能
ただし、一旦、課税対象となると、その後、貯蓄額が非課税限度額以下となっても非課税とはならない。

(7) 提出書類

- ① 一般財形貯蓄…財産形成貯蓄申込書兼印鑑届（様式第1号）
- ② 財形年金貯蓄…財産形成年金貯蓄申込書兼印鑑届（様式第2号）
- ③ 財形住宅貯蓄…財産形成住宅貯蓄申込書兼印鑑届（様式第3号）
- ④ 上記①～③に財形貯蓄等送付書（様式第6号）を添付する。

Ⅲ 変更

1 手続き その1 積立金額の変更

(1) 変更可能時期

新規募集時のみ（年1回、毎年6月前半に実施）

(2) 変更後の金額の給与控除開始時期

9月分の給与から

(3) 提出書類

財産形成貯蓄等変更届（様式第4号）

(4) 提出書類注意事項

様式第4号に必要事項を記入し、所属長を通じて、取引の福岡銀行支店へ提出する。

届出内容	届け出る場合	注意事項
1 積立金額の変更	・ 積立額を増減したとき。 ・ （年金貯蓄及び住宅貯蓄の場合）非課税限度額を超えそうな場合に、積立額を減額したとき。	・ 変更する金額のみ記入。 ・ 積立額は、1,000円の整数倍。 ・ 期末・勤勉手当の積立額を0円に変更したいときは、期末・勤勉手当欄に0を記入。ただし、例月給与の積立を0円にすることはできない。 ・ 9月分給与から変更後の金額を控除。

※ 届出内容の番号は、様式の番号に対応している。

2 手続き その2 積立金額以外の変更

(1) 変更可能時期

毎月

(2) 変更分の反映時期

毎月18日までに提出されたものが翌月から反映

(3) 提出書類

財産形成貯蓄等変更届（様式第4号）

(4) 提出書類注意事項

様式第4号に必要事項を記入し、所属長を通じて、取引の福岡銀行支店へ提出する。

① 一般財形貯蓄・財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄に共通する事項

届出内容	届け出る場合	注意事項
2 積立中断	・ 育児休業や海外勤務等により積立中断を行うとき。 ・ (年金・住宅の場合) 非課税限度額を超えそうであるが、積立額の変更ができないとき。	・ (一般の場合) 中断期間は任意に設定できる。 ・ (年金及び住宅の場合) 中断期間は2年を超えないこと。2年を超えた場合は、遡及課税はないが、以後課税の貯蓄となる。ただし、生命保険型の場合は解約となる。 ・ 海外勤務及び育児休業等の場合に限り特例として2年を超える中断が可能な場合がある(P21参照)。 ・ 2年の考え方はP26参照
3 積立再開	・ 積立中断後、積立を再開するとき。	・ 中断手続きを行っていないと再開手続きが行えないことがある。
4 最高限度額の変更 ※財形年金及び財形住宅の場合のみ	・ 非課税限度額を超過するおそれのあるとき。 ・ 財形年金(住宅)貯蓄との関連等で非課税限度額を変更するとき。	・ 財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の非課税限度額の合計が550万円(年金の生保型のみであれば385万円)を超えないよう注意する。
5 積立期間の変更	・ (一般・住宅の場合) 生命保険型の積立期間を変更するとき。	・ (一般の生保型の場合) 積立期間は3年以上15年以内(生保型の欄に記入) ・ (住宅の生保型の場合) 積立期間は5年以上15年以内(生保型の欄に記入)
	・ (年金の場合) 積立終了日(又は終了日の年齢)を変更するとき。	・ (年金の銀行等型の場合) 積立終了日は初回の積立日から5年以上経過し、かつ55歳以上の給料支給日(終了日の欄に記入) ・ (年金の生保型の場合) 積立終了日の年齢を記入する。(生保型の欄に記入) ※当該変更は、年齢等により不可能な場合があるため、変更可能な期限について契約金融機関に確認すること。
6 貯蓄の種類の変更	・ 同一金融機関の別商品(スーパー定期5年)に切り替えたいとき。	・ スーパー定期5年型を取り扱い、かつ別商品からの切替えを取り扱う金融機関に限られるため、切替えるかどうかを事前に契約金融機関に問い合わせること。

届出内容	届け出る場合	注意事項
8 住所の変更	・住所を変更したとき。	・住所変更を行わないと金融機関からの通知文書が送付されず、要件違反の原因となることがある。
12 氏名の変更	・氏名を変更したとき。	・氏名変更を行わないと金融機関からの通知文書が送付されず、要件違反の原因となることがある。 ・給与システムでの氏名変更手続きをしても、財形には反映されないので、財形についても必ず変更手続きを行うこと。
13 届出印の変更	・届出印を変更したいとき、又は紛失したとき。	【印鑑紛失によらない変更】 ・上部「お届け印」欄及び「捨印」欄に旧印鑑を、「新お届け印」欄に新印鑑をそれぞれ押印する。 【印鑑紛失による変更】 ・金融機関によっては印鑑証明書の添付が必要になる場合があるので、旧印鑑を紛失した場合は、各金融機関へ直接問い合わせしてから手続きすること。 ・上部「お届け印」欄及び「捨印」欄は、印鑑証明書の添付が必要な場合は、印鑑証明書の印鑑を、不要な場合は任意の新印鑑をそれぞれ押印する。
14 勤務先の変更	・他の地方公共団体又は財団等から県に異動し、若しくは民間企業から転職した場合で、財形貯蓄を継続するとき	・福岡県の所属（給与上）から国や市町村教育委員会等に異動して県から給与が出なくなる場合は、異動先で手続き等を確認すること。

※ 8, 12, 13及び14については、複数の金融機関と契約している場合、それぞれの金融機関へ同一の変更届を提出すること。

※ 届出内容の番号は、様式の番号に対応している。

② 財形年金貯蓄のみに係る事項

様式第4号に必要事項を記入し、所属長を通じて、取引の福岡銀行支店へ提出する。

届出内容	届け出る場合	注意事項
7 年金受取開始日の変更	・年金受取開始日を変更するとき。	・60歳以降の年月日を記入する。（生命保険型の場合は60歳以降の年齢を記入する。） ・積立終了日以降は変更不可
9 年金受取期間の変更	・年金受取期間を変更するとき。	・期日指定定期預金(銀行型)の場合は6回から120回までの回数を、金銭信託・利付金融債・公社債投資信託(信託銀行型・特別銀行型[労働金庫等]・証券型)の場合は5年以上20年以内の期間(年単位)を記入する。 ・生命保険型の場合は終身・6年・10年・15年のいずれかを記入する。 ・積立終了日以降は変更不可
10 年金受取方式の変更	・年金受取方式を変更するとき。	・銀行型は変更不可(銀行型は通増のみ)
11 年金受取回数及び時期の変更	・年金受取回数及び時期を変更するとき。	・銀行型及び特別銀行型のみ

※ 上表に掲げる変更は、年齢等により不可能な場合があるため、変更可能な期限について契約金融機関に確認すること。

※ 届出内容の番号は、様式の番号に対応している。

IV 払出し・解約

1 手続き

(1) 払出し・解約可能時期

毎月

- ※ 払出し（一部・全額）は、一般財形貯蓄及び財形住宅貯蓄で可能
財形年金の払出しは一部・全額ともに不可。
- ※ 解約は、すべての財形貯蓄で可能

(2) 払出し・解約時期

- ・ 払出しは、原則として毎月中旬まで（金融機関によって異なる）に直接契約金融機関へ書類を提出したもののについて、月末または翌月初めに本人の指定口座に振り込まれる。なお、窓口での現金払いについては金融機関によってはできない場合があるため、希望する場合は事前に金融機関に問い合わせること。
また、契約の支店が遠隔地にあるなど、直接提出が困難な場合は解約と同様の流れで所属を通して手続きすることも可能。
- ・ 解約は、原則として毎月18日までに取引の福岡銀行支店へ提出されたものについて、月末または翌月初めに本人の指定口座に払い込まれる。（p. 24 Q & A 参照）

2 財形住宅貯蓄の払出しについて

(1) 適格な払出し要件（住宅取得等の目的）

→「概要編『Ⅱ 財形貯蓄制度【4 財形住宅貯蓄】』」（p. 6 参照）

(2) 払出し方法

- ※ 財形住宅貯蓄の払出し要件や添付書類は案件ごとに異なり、専門的判断が必要となるため、契約金融機関に直接問い合わせて手続きを進めること。

財形住宅貯蓄の払出しには、1回払い（住宅取得後）及び2回払い（住宅取得前と取得後）の2つの方法がある。

- ※ 全額を払い出す場合に、将来の改築等のために財形住宅貯蓄を継続すれば「全額払出し（払戻）」となり、継続しなければ解約となる。

ア 1回払い（住宅取得後）

住宅取得後又は増改築等を完了した日から1年以内に払い出すこと。ただし、払出し額は、住宅取得又は増改築等の費用を限度とする。

- ◎ **必要書類** ※契約書、通知書等は写しの提出で可能

登記簿謄本（又は抄本）・建設工事請負契約書・売買契約書・住民票の写し（転居後の分）・領収証・確認通知書（又は検査済証・増改築等工事証明書）等

イ 2回目払い（住宅取得前と取得後）

① 1回目（取得前）

住宅取得前又は増改築等工事施行前に、貯蓄残高の10分の9以下又は住宅取得等の費用のうちいずれか低い額（一般的には貯蓄残額の10分の9以下）を払い出すこと。

- ◎ **必要書類** ※契約書、通知書等は写しの提出で可能
建設工事請負契約書・売買契約書等

② 2回目（取得後）

住宅取得後又は増改築等工事終了後1年以内、又は1回目の払出し日から2年以内のいずれか早い日までに、残りの必要書類を添えて払い出すこと。ただし、払出し額は、住宅取得又は増改築等の費用を限度とする。

なお、1回目の払出し額が、住宅取得等の必要金額に充足しても、2回目の必要書類は提出すること。（提出しない場合、要件違反となる。）

- ◎ **残りの必要書類** ※契約書、通知書等は写しの提出で可能
登記簿謄本（又は抄本）・住民票の写し（転居後の分）・領収証・確認通知書（又は検査済証・増改築等工事証明書）等

【例1】貯蓄額500万円で工事費用が700万円の場合

- 1回目…450万円（必要書類添付）
2回目…50万円（必要書類添付）〔解約〕

【例2】貯蓄額500万円で工事費用が400万円の場合

- 1回目…400万円（必要書類添付）
2回目…必要書類のみ提出

3 提出書類について

財産形成貯蓄等払戻請求書兼解約申込書（様式第5号）

契約の証（もともと発行されていない場合は添付不要）

※ 財形住宅貯蓄の払出しに添付する書類については、前ページ2の(2)を参照

4 注意事項

様式第5号に必要事項を記入し、払出し（一部払戻・全額払戻）については原則として本人が直接契約金融機関へ、解約については所属長を通じて、取引の福岡銀行支店へ提出する。

※ 払出しは解約と同様に所属長を通じて、取引の福岡銀行支店へ提出しても手続き可能。

※ 払出しについて、金融機関によっては支店契約となっており、契約の支店でなければ払出しできない場合があるので直接提出する前に金融機関に確認すること。

※ 「払出し」は様式では「払戻」となっているが、当手引の説明文では、「払出し」の用語を使用している。

届出内容	届け出る場合	注意事項
1 一部払戻	・積立金を一部払い出すとき。	・「契約の証」を添付する。 ・原則として直接契約金融機関へ提出する。
2 全額払戻	・積立は継続するが、現在の積立金を全額払い出すとき。	・「契約の証」を添付する。 ・原則として直接契約金融機関へ提出する。
3 解約	・財形貯蓄を解約するとき。（積立は継続しない。）	・「契約の証」を添付する。 ・所属を通じて、取引の福岡銀行支店に提出する。

※「契約の証」は、金融機関によっては発行していない場合もある。もともと発行されていない場合は添付不要。

※「契約の証」を紛失した場合は直接契約金融機関に連絡し、再発行の手続きを取ることを。

V 預替え

1 概要

(1) 趣旨

金融自由化に伴い、財形貯蓄商品が多様化しているため、一般財形貯蓄を他の取扱金融機関へ預替えができるようにした。

(2) 預替えの条件等

一般財形貯蓄で貯蓄歴が3年以上のもの

再度の預替えの場合は、前回の預替えから3年以上貯蓄歴が必要。

(3) 預替え上の注意事項

- ① 現在の一般財形貯蓄の解約と同様の取扱いとなる。
- ② 中途解約利率が適用される。
- ③ 財形貯蓄商品によっては、解約手数料が徴収される。
- ④ 新旧取扱金融機関間での振込手数料が徴収される。
- ⑤ 貯蓄歴は、預替え前の、旧取扱金融機関との契約開始時期から算定する。したがって、積立開始後1年間の払出し制限等はない。
- ⑥ 一般財形貯蓄の残高の一部を旧取扱金融機関に残したり、2契約を1契約にまとめたりはできない。

2 手続き

(1) 預替え可能時期

新規募集時のみ（年1回、毎年6月前半実施）

(2) 預替え後の給与控除開始時期

9月分の給与から

※ 手続きの関係で8月分は控除しない。

(3) 必要手続き及び提出書類

ア 預替えを希望する職員は、次の書類を所属に提出する。

- ① 財産形成貯蓄の預替え継続申込書（様式第8号：県から取り寄せること。）
- ② 財産形成貯蓄申込書兼印鑑届（様式第1号）
- ③ 財産形成貯蓄等払戻請求書兼解約申込書（様式第5号）
- ④ 契約の証（発行されている場合）

イ 所属においては、預替えの要件（貯蓄歴が3年以上）を確認の上、「預替え継続申込書」の該当箇所に確認印を押印するとともに、最終預入日（7月分給与支給日）を記入し、該当箇所に確認印を押印した後、アに掲げる書類を幹事金融機関（福岡銀行給与等受取支店）に提出する。

※ 確認印は、所属長の公印又は財形担当者印とする。

最終預入日（7月分給与支給日）は、新規加入等の手続き（6月）以降となるが、特段の事情がない限り、6月の手続き時に確認印を押印して提出すること。（最終預入日の確認印欄は預替え継続申込書の2枚目以降となっているので注意すること。）

ウ 以上の手続き終了後、幹事金融機関を経由して、新旧契約金融機関間で必要な処理が行われる（解約金から振込手数料を控除した後の金額が、旧契約金融機関から新契約金融機関の指定口座へ振り込まれること等）。

エ すべての処理が終了すると、旧契約金融機関が作成する「財産形成貯蓄移管済のお知らせ」が新契約金融機関経由で所属（本人）に送付される

VI 付随手続き

1 加入者が退職した場合

(1) 一般財形貯蓄及び財形住宅貯蓄

一般的には解約となるが、そのまま据え置くことも可能。ただし、財形制度上の特典はなくなる。(財形住宅貯蓄についてはp.7参照)

※ 解約手続きについては、退職後2か月を経過した後に、各契約金融機関と直接行うこととなる。

退職後2か月以内に解約をする場合は、退職前の所属を通して行うこと。この場合の手続きは在職中と同じ流れとなる。

(2) 財形年金貯蓄

一般的に解約の必要なし。ただし、積立期間が5年未満の場合、又は、55歳未満の場合解約の必要あり。(p.5参照)

※ 積立期間終了日が退職後の日付になっていないか確認すること。

退職後の日付になっている場合は、あらかじめ変更手続きを行っておくこと。

(3) 退職後再就職する場合

退職後2年以内に、財形貯蓄制度が導入されている職場に再就職をした場合は、財形貯蓄を継続することができる。

※ 手続きについては再就職先で確認すること。

2 加入者が死亡した場合

(1) 加入者の死亡の時点をもって相続財産となる。

(2) 口座の解約が必要となるが、解約手続きについては、遺族が契約金融機関に対して直接行い、所属を経由する必要はない。

(3) 死亡日以降について、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の非課税制度の適用はなくなるが、要件違反ではないため、遡及課税の対象とはならない。

(4) 死亡に係る退職通知については、財形主管者(総務課長)から契約金融機関に行く。

また、遺族から所属に問い合わせがあった場合は、直接契約金融機関に連絡するよう伝えること。

3 加入者が県以外から県に転職した場合

福岡県に転職する前の職場で財形貯蓄をしていた場合、前職を退職してから2年以内に手続きをすることで財形を継続できることがある。

※ 市町村や職員団体等に退職派遣となっていた職員が復職する場合も、当該手続きが必要である。

(1) 転職前の財形貯蓄契約金融機関が、福岡県指定金融機関である場合

様式第4号の「14 勤務先」の変更手続きを行う。

(2) 転職前の財形貯蓄契約金融機関が、福岡県指定金融機関ではない場合

「移管」という手続きが必要となる(預替とは異なる)。様式第1～3号の申込書に加え、金融機関備え付けの、転職に伴う移管申込書等の書類を揃えた上で、例月処理と同様の流れで手続きを行う。なお、移管手続きには金融機関において多くの事務処理が必要とされるため、積立開始まで数ヶ月時間を要する場合がある。

また、移管手続きには要件の確認等が必要であり、金融機関によっては受け付けていない場合もあるため、事前に県に問い合わせること。

4 加入者が国や市町村教育委員会等に退職派遣となった場合

市町村教育委員会の指導主事等、退職派遣される職員で、給与支払者が変わる

場合には、退職の日から2年以内に、出向先において勤務先変更等の手続きが必要となる。なお、福岡県で財形貯蓄をしていた金融機関が派遣先での指定金融機関でない場合、転職に伴う移管の手続きを取ることで継続できる場合があるため、出向先の財形事務担当者や金融機関に相談すること。

※ 市町村立学校から県教育委員会事務局への異動など、給与支払者が県のまま変わらない場合にはこの手続きは不要。

※ 上記手続きをしていない場合、派遣先から復職した際に財形積立を再開できず、解約となる場合があるため注意すること。

5 加入者が海外勤務となった場合

(1) 出国の場合

在外教育施設海外派遣教員等として海外勤務となった場合は、税法上「非居住者」（1年以上の出国）となり、非課税制度の適用がなくなるため、出国する日までに、様式第4号により財形貯蓄の積立の中断を行うこと。

その際、「海外転勤者の財産形成非課税年金（住宅）貯蓄継続適用申告書」を同時に所属に提出すること。

(2) 帰国の場合

海外勤務を終えて帰国した場合は、様式第4号により、財形貯蓄等の積立の再開を行うこと。

その際、「海外転勤者の国内勤務（特別国内勤務）申告書」を同時に提出すること。

(3) その他の留意事項

- ① 海外勤務による財形貯蓄等の中断期間は7年までであり、通常とは異なるので注意すること。
- ② 1年を超えずに帰国する場合は、税法上「非居住者」としては取り扱われないため、当該手続きは不要である。
- ③ 海外勤務中であっても国内払いの給与があれば、一般財形貯蓄の積立は継続することができる。また、「非居住者」になると、一般財形貯蓄の課税は所得税(15%)のみとなるため、契約金融機関にその旨連絡すること。
- ④ 「海外転勤者の財産形成非課税年金（住宅）貯蓄継続適用申告書」及び「海外転勤者の国内勤務（特別国内勤務）申告書」は各契約金融機関に請求すること。

6 加入者が育児休業等を取得する場合

財形貯蓄等の積立中断は原則2年間が限度であるが、平成27年4月1日以降に育児休業等（産前休暇、産後休暇、育児休業）を取得する場合、特例措置により子が3歳に達する日まで中断することができる。

なお、産前休暇・産後休暇・育児休業のうち、どの開始日を起点としても構わない。

(1) 新規に育児休業等を取得する場合

育児休業等を開始する日までに様式第4号により、積立中断を行うこと。

その際、「育児休業等をする者の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄継続適用申告書」（以下、本項において「申告書」という。）を同時に提出すること。

(2) 育児休業等の期間を変更する場合

特例措置を利用している加入者が育児休業等の期間を変更する場合、「育児休業等期間変更申告書」の提出が必要となるため、事務処理に遺漏のないよう注意すること。

(3) 新たに別の子に係る育児休業等を取得する場合

当初申告した3歳未満の子に係る育児休業等の終了以前に職場復帰を経ることなく、別の3歳未満の子に係る育児休業等を開始する場合は、当初申告した育児休業等の期間を期間変更申告書で終了し、同時に当該別の子に係る育休申告書を提出することで、当該別の子が3歳に達する日まで継続して中断することができる。

(4) 復職する場合

育児休業等を終了し、復職する場合は、様式第4号により、財形貯蓄等の積立の再開を行うこと。

(5) その他の留意事項

- ・ 申告書を提出しない場合、特例措置が受けられないため、提出漏れのないよう注意すること。
- ・ 申告書の子の氏名欄について、出生前等で子の氏名が未定の場合は空欄にしておくこと。なお、この場合、出生後に県又は契約金融機関は子の氏名について問い合わせを行い、代筆で記入するため、回答に協力すること。
- ・ 申告書は、その他の変更等と同様、金融機関ごと、財形種別ごとに各1部ずつ提出が必要となるため、財形年金と財形住宅の両方を契約している場合など、提出漏れのないよう注意すること。

○ 資 料 編 ○

財形貯蓄 Q & A

Q 1 財形貯蓄には、どんな商品があるのか。

A 新規加入募集時に配布するパンフレット「募集のご案内」を参照すること。

なお、平成13年4月1日施行の金融商品の販売等に関する法律により、各金融機関は金融商品の販売に際して、市場価格の変動等による元本割れ（市場リスク）、金融機関の破綻に伴う元本割れ（信用リスク）等の「重要事項」についての説明が義務付けられている。

申込みの際は、各自で金融機関に問い合わせ、重要事項説明書や約款等により商品の内容を了承の上、申し込むこと。

※「期日指定定期預金型」、「スーパー定期5年型」及び「金銭信託型」の財形貯蓄は上記法の適用を受けない。

Q 2 届出している印を紛失したが。

A 通常の改印（紛失していない場合）では、変更届（様式第4号）に変更前と変更後の印を押印して、幹事金融機関に提出すればよいが、紛失の場合は、本人確認のため金融機関の取扱いが慎重であり、印鑑証明等が必要となることがあるので、契約金融機関に添付書類等の確認をしておくこと。

なお、一般的には、旧印鑑の押印欄に印鑑証明された印鑑を押印し、印鑑証明書を添付することとなる。

→ 「手続き編『Ⅲ 変更【2 手続きその2－積立金額以外の変更】』」（p.12 参照）

Q 3 非課税限度額を超過しそうだが。

A 財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については、申告した一定金額まで非課税扱いを受けるが、利子を含め、1円でも非課税限度額を超えてしまうと、非課税適用を受けられなくなる。非課税限度額超過予定の概ね数ヶ月前に、契約金融機関から本人あてその旨の通知が郵送されるので、契約者は積立金額を把握しておき、非課税限度額を超える前に、非課税限度額の増額変更・積立金額の減額変更・積立の中断（原則2年間まで可能）等の手続きをしておく必要がある。

なお、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄とも非課税限度額を超えた時点で解約すると過去5年間の遡及課税となるが、そのまま課税の財形貯蓄として継続することもでき（生命保険型は一律解約扱いとなる。）、その場合は、遡及課税はなく、非課税限度額を超えた日以降に発生する利子等に分離課税されるのみである。

※積立金額の変更は、年1回の新規募集時しかできないので、注意すること。

→ 「手続き編『Ⅲ 変更【1 手続きその2－積立金額の変更】』」（p.12 参照）

Q 4 同一金融機関に一般財形貯蓄と財形住宅貯蓄をしている。住所変更をしたいのだが1枚の変更届でよいのか。

A 支店ごと、種類ごとにそれぞれの変更届が必要であるため、別個に変更届（様式4号）を提出すること。

Q 5 払出し手続きを行う際、原則直接契約金融機関へ書類を提出となっているが、契約支店が遠方であるため最寄りの支店に変更したい場合の手続きは。

A 同一金融機関内における支店の変更については加入者と契約金融機関との間で

直接手続きして構わない。契約金融機関に問い合わせること。

Q 6 加入者一覧表等に退職者の名前が上がっているが。

A 財形年金貯蓄については退職後の解約手続きが不要であるため、契約者のデータを抹消しない。また、退職者のデータが各金融機関に通知されるまで、約2か月を要するため一覧表への登載に間に合わないことがある。したがって、一覧表については、そのままにしておいてよい。

Q 7 給与システムから退職した職員の財形について「控除処理依頼書」が出力されている。これはどのように処理したらよいのか。

A Q 5 と同様、退職者データが各金融機関に通知されるまで約2ヶ月を要するため、それまでの間システム上出力されるものである。財形に関してはそのまま何もする必要はない。ただし、共済掛金や互助会掛金等の項目に数字が挙げられている場合は各関係部署に問い合わせ、手続きについて確認すること。

なお、退職していない職員について「控除処理依頼書」が出力される場合は休職等による中断手続きができていないことがあるので、速やかに中断の手続きをとること。

Q 8 給与の関係で改姓の手続きを行ったが、一覧表には変更前の氏名となっている。

A 財形貯蓄等一覧表の基礎データは各金融機関が作成しているため、県の給与システムに係る氏名変更手続きは、財形貯蓄とは連動していない。したがって、別途財形貯蓄の変更届（様式4号）を提出する必要がある。

また、氏名に限らず、住所等の変更についても、給与システムと財形貯蓄は連動していないため、別途財形貯蓄の変更届（様式4号）を提出すること。

Q 9 解約手続きを行ったのだが、次の月でまた控除された。

A 給与の控除処理は、電算締切日の関係で、システム上翌月の処理に間に合わず、この例のように財形解約後も控除されることがある。財形解約後指定口座に振り込まれる解約元利金の振込金額には、処理の間に合わなかった最終月の控除額は含まれない。後日最終月分のみ別途振り込まれるので、基本的にそのままにしておいても問題ない。

Q 10 育児休業や病気休職等を取る場合は、どのような手続きが必要なのか。

A 職員が育児休業や病気休職を取る場合は、変更届（様式4号）により中断の手続きをし、復職する際には変更届（様式4号）により再開の手続きを行うことになる。

中断の手続きをしていない場合、復職後に積立再開ができず解約となることがあるため、忘れずに手続きをしておくこと。

なお、財形年金及び財形住宅の中断は原則2年が限度（2年の考え方はQ 2 2 参照）であるが育児休業等の場合は平成27年4月1日から特例措置が設けられ、手続き（P21 参照）をしておけば子が3歳に達する日まで中断可能である。

ただし、病気休職の場合特例措置はなく中断は2年が限度となる。2年以上となる場合の財形住宅及び財形年金については、課税の財形貯蓄として継続するか、解約となる（生命保険型の財形貯蓄については、一律解約となる。）。

Q 11 4月に民間企業（国家公務員、組合専従、休職派遣等も同様）から教職員になった（復帰した）が、前の勤務先で財形貯蓄をしていた。引き続いて行いたいのだが。

A 前の勤務先での契約金融機関が県とも契約があるかどうかで手続きが異なる。

→ 「手続き編『VI 付随手続き【3 加入者が県以外から県に転職した場合】』」

(p. 20 参照)

Q 1 2 加入者一覧表に非課税限度額が表示されないのだが。

A 積立額が非課税限度額を超過していると、金融機関によっては表示されなくなる場合がある。

Q 1 3 一般財形貯蓄を財形住宅貯蓄又は財形年金貯蓄へと預替えをしたいのだが。

A 預替えはできない。

昭和 6 3 年の財形住宅貯蓄の新設の際に、一般財形貯蓄から財形住宅貯蓄への預替えが認められたことがあるが、あくまで臨時的措置である。

Q 1 4 半年で帰国する。「非居住者」として扱われないということなのだが。

A 海外勤務期間が 1 年未満であれば税法上「非居住者」には該当しないことになっているため、海外勤務の際の手続きは不要となる。ただし、通常の変更処理として、中断の手続きは必要となる。

→ 「手続き編『VI 付随手続き【4 加入者が海外勤務となった場合】』」(p. 21 参照)

Q 1 5 共稼ぎの夫婦である。それぞれの財形住宅貯蓄を利用して住宅を購入したいのだが。

A 財形住宅貯蓄の払出しは、加入者本人名義の住宅であることが要件であるため、住宅を夫婦共有の名義にしておけば、非課税の適用が可能となる。非課税適用の払出し額の上限は、登記した持ち分に対応したそれぞれの住宅取得等の費用の額である。しかし、例えば夫単独の名義とした住宅について、妻の財形住宅貯蓄を充てることはできない。

Q 1 6 財形住宅貯蓄の払出しについて、繰り上げ償還に充てることはできるか。

A 財形住宅貯蓄の払出しは住宅取得または増改築のみ適格な払出しとなるが、繰り上げ償還はこれらに該当しない。

繰り上げ償還を理由とした払出しはできないため、要件違反での解約となり、利子等に課税された状態で払い戻される。

Q 1 7 財形住宅貯蓄において、非課税限度額を超過してしまった後、一部払出しを行ったため非課税限度額内になった。非課税となるのか。

A 一度課税となった場合は再び非課税となることはない。積立金額は常に確認しておくこと。

Q 1 8 定年退職の予定で財形年金貯蓄をしていたが、58 歳で勧奨退職することになった。財形年金貯蓄の積立期間終了日は退職年度の 3 月に設定しているが、この場合、財形年金貯蓄を解約するしかないのか。(年金としての元利金受取はできないのか。)

A 積立期間が終了する時点で職員が 55 歳以上であり、積立期間が 5 年以上ならば積立期間終了日及び年金受取日の変更を行うことで、財形年金貯蓄の元利金を年金として受け取ることができる。

※ この場合の「積立期間」は、期間変更後の実際に積み立てる期間のことをいう。つまり、変更届を提出する際に必ずしも職員の年齢が 55 歳以上及び積立期間が 5 年以上でなくてもよい。

Q 1 9 再任用となった職員は財形貯蓄を継続できるのか。

A 福岡県教職員財産形成貯蓄等実施要綱（以下「要綱」という。）第 2 により、再任用職員については、短時間勤務・フルタイム勤務問わずそのまま継続可能。
ただし、職員番号が変更となる講師等の任用である場合には継続できない。

Q 2 0 財形住宅の非課税限度額を 2 5 0 万円、財形年金の非課税限度額を 3 0 0 万円と設定して積立を行っていたが、財形住宅が限度額を超えてしまった。

財形住宅については課税となったので、限度額を 0 円にして財形年金の限度額を 5 5 0 万円に増やすということは可能か。

A 可能。一度課税となった財形については限度額の設定を残しておいても意味がないため、0 円に変更してもかまわない。

Q 2 1 財形年金及び財形住宅の中断期間は 2 年を超えないこととされているが、ここでいう 2 年とはどのように考えるのか。

A 財形における中断期間の起算日は最終積立日とされている。（租税特別措置法施行令第 2 条の 13 第 1 号）

例えば、平成 2 7 年 4 月から積立中断とする場合、最終積立日は平成 2 7 年 3 月となるため、平成 2 9 年 3 月までに再開する必要がある。そのため、この場合に平成 2 9 年 4 月以降の再開とすると中断期間が 2 年を超えることになり、要件違反として課税対象となる。

Q 2 2 契約金融機関が破綻した場合、預けている財形貯蓄はどうなるのか。

A 金融機関の経営が破綻した場合、一定の預金（日本国内に本店のある銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫への預金）は元本 1,000 万円とその利息まで預金保険機構により保証される。財形貯蓄も預金保険の対象となる商品はこの範囲に入るため、この保証によって貯蓄額の返還を受けた場合、財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄については、不適格な解約となり遡及課税となる。一方、当局の業務停止命令が発令された場合、1 年以内に他金融機関への預替えができ、積立が継続できるよう措置されている。（当処理については財形主管者＝県教育庁総務部総務課から通知することとなる。）

財形貯蓄に関する問い合わせ先

福岡県教育庁総務部総務課

(総務事務センター福利厚生班)

〒 8 1 2 - 8 5 7 7

福岡市博多区東公園 7 - 7

T E L : (代表) 092-651-1111 (内線 2208)

(直通) 092-643-3046

F A X : 092-641-2506